

## (一社) 日本ウォーキング協会表彰規定

### (目 的)

第1条 (一社) 日本ウォーキング協会(以下「JWA」という)は、定款第2章第4条により、ウォーキング運動の健全な育成を図るためにJWA表彰規定(以下「表彰規定」という)を設け、表彰に必要な事項を定める。

### (趣 旨)

第2条 ウォーキング運動の推進にあたり、特に顕著な功績があった個人及び団体に対し、JWA会長の表彰を行い、その功績を顕彰するとともに、ウォーキング運動の普及発展と会員の資質の向上、ひいては広く国民の自然を愛する心と体力づくり、健康づくりの増進に寄与する。

### (表彰委員会)

第3条 表彰を行うにあたり、JWAに表彰委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2. 委員会は、JWAの役員を含む10名以内の委員により構成する。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
但し、補欠委員の任期は、前任者の残期間とする。
4. 委員の選任は業務執行理事会で行い、JWA会長が任命する。
5. 委員会は、互選により委員長を選任する。
6. 委員会は、委員長が招集する。
7. 委員会は、JWA役員及び加盟団体等から推薦のあった被表彰候補者の適否の選考審査を行う。

### (選考基準)

第4条 被表彰候補者の選考基準は、表彰規定細則にて別に定める。

### (提出書類)

第5条 被表彰候補者推薦にあたり、推薦者は、推薦書及び表彰推薦調書をJWAに提出する。

### (被表彰者の決定)

第6条 表彰委員会は、被表彰候補者名簿を通常総会の1ヶ月前までにJWAに提出し、業務執行理事会の議を経てJWA会長が決定し、理事会に報告する。

### (表彰業務)

第7条 表彰に関する業務は、JWA事務局で行い、表彰は通常総会またはJWAが開催する行事の中で行う。

### (規定の改廃)

第8条 本規定及び同細則の改廃は理事会の総意により行う。

### (付 則)

第9条 本規定は平成5年6月5日から施行する。

2. 本規定は平成21年4月10日に一部改定する。
3. 本規定は2020年10月23日に一部改定する。